

理想国の哲学者は支配をしたいのか？

——プラトン『ポリテΙΑ』における「洞窟帰還問題」と同意——

平 石 千 智

[キーワード：プラトン、『ポリテΙΑ』、理想国、洞窟帰還問題、同意]

序

本論文では、プラトン『ポリテΙΑ』で言及される理想国における支配者と被支配者間の同意に関して、支配者の側から考察することを試みる。この同意は、『ポリテΙΑ』における理想国を解釈する際にしばしば着目されるものであるのにも関わらず、現在に至るまで適切に分析されてこなかった。また先行研究では、民衆に同意があるか否かを考察するものが多く、哲学者の側に同意があるのかの検討は不十分であった。そこで本論文では理想国において哲学者が支配の任を強制されることを中心に、理想国における支配者と被支配者の同意について支配者の視点から考察することを目的とする。その際、フレス（2022）の議論を援用する。フレスはプラトン研究者ではなく、フェミニズムが専門の哲学者であり、プラトン『ポリテΙΑ』について直接言及しているわけではない。しかし、フレスは女性と男性の間でなされる同意を中心に持ち上げ、同意の多義性を示し、同意を扱うことの難しさについて論じている。このフレスの議論を用いて同

意をめぐる状況に留意することの必要性を示すことで、理想国の同意を考える際に、「強制だから同意がない」とか「説得しているから同意がある」といった安易な二極化を防ぐことができると考える¹⁾。そして、洞窟帰還問題を分析することで理想国における同意に肯定的な価値を付す先行研究の誤りを示しつつ、なぜプラトンは洞窟帰還問題を描いたのか、あるいはなぜ洞窟帰還問題を孕んでしまうような理想国を建設したのか、その意図を探る。

1. 理想国の解釈における同意の位置

なぜ理想国における同意に着目する必要があるのか。それは、この同意が『ポリテΙΑ』の解釈においてしばしば引き合いに出されるからである。『ポリテΙΑ』の理想国は、哲人王や妻子の共有といったその過激な思想から、ポパー（1980）などの一部の論者から、暴力的で不当な支配であると厳しく糾弾された。それに対し、Annas（1999）や Ferrari（2003）などは、『ポリテΙΑ』を政治的ではなく倫理的な書物と考え、プラトンは正しい魂のあり方を論じているとして、ポパーの批判を退ける。すなわち、『ポリテΙΑ』の主題は魂の倫理学であり、それを論じるためにあくまで類比として国家を語っているだけで、『ポリテΙΑ』で展開される国家論をプラトンの思想として批判するのは誤っていると主張するのである。他方、納富（2012）は『ポリテΙΑ』という題名に立ち返り、改めて国家論として『ポリテΙΑ』を解釈しようとし、かつ理想国が不当な支配でないとポパーへ反論する。『ポリテΙΑ』を国家論として捉えつつも、理想国を不当な支配ではないと解釈するこの潮流は戦後日本のプラトン研究者に顕著にみられるが、彼らがポパーへと反論する論拠としては、理想国で支配者と被支配者の間に同意が成立している点が強調される。まずは反論の対象となっているポパーの論をみていこう。

ポパーは『ポリテΙΑ』におけるソクラテスが「強制と説得」によって民衆を従わせようとしていると述べ²⁾、ソクラテスが述べる理想国を激しく糾弾する。さらにポパーは、「説得」という言葉には、正当な手段での説得と卑劣な手段での「説き伏せ」の二つの意味があると分析する³⁾。卑劣な手段とは高貴な嘘や詩歌の検閲によって民衆を従わせるような手法である。多くの場合説得とは前者の意味で解されているが⁴⁾、ポパーは『ポリテΙΑ』における「説得」を後者の意味で解釈するとしている。つまり、理想国では暴力を伴った修辞的宣伝によって民衆を従わせようとしているとポパーは述べている。このポパーの主張に対して、例えば納富（2012）は、たとえ高貴な嘘や詩歌の検閲が行われていたとしても、支配者と被支配者の間にはどちらが支配し、どちらが支配されるべきかに関する同意があるのだから、理想国はポパーの言うような全体主義国家とは正反対の国家であるとして反論する⁵⁾。支配者と被支配者の間に、どちらが支配しどちらが支配されるべきかに関する同意がある状態を、プラトンは節制の徳がある状態だと表現する（432A-B）。理想国、すなわち正義が達成されている最善の国家では、知恵、勇気、節制の徳が達成されている必要があるため、理想国は、同意が存在しないと成立しないのである。

この同意に焦点を当ててプラトンの理想国に対する批判を斥けようとする論者として、天野（2006）がいる。理想国における節制は、被支配者の欲求は支配者により制御されており（430E）、かつ被支配者は自身の欲求を制御されることに同意している状態である（432A-B）。これを踏まえて、天野は、節制の徳に着目することで、なぜ被支配者が支配に同意するのかという点を考察している。

天野は、次のような分析をしてこの問いに対して答える。プラトンは欲求を必要なものと不必要なものに区別し⁶⁾、この不必要な欲求が人間を（そして国制をも）墮落させる原因であると考え、不必要な欲求を制御す

べきであるとしている。そして不必要な欲求を制御するために、理想国では国民を節制ある人間に育成する。節制ある人間は己の魂の中の制御すべき欲求を制御できる人間であるから、国民に教育を施すことで間接的に国民の欲求を制御することができるのである。この教育は文芸教育によって行われる。理想国において認められた詩や悲劇などを聞くことで、理想国のすべての人間の徳は涵養されるのである⁷⁾。したがって天野によれば、被支配者は文芸教育を受けることによって間接的に欲求を制御されており、それ故にそもそも欲求を制御されることや政治的に支配されることに関して反乱を起こさない。天野は、この点において、被支配者が支配に同意しているのだと結論付ける。

納富も天野も、この同意が支配者と被支配者の二者間で完結しているという前提のもとで、被支配者の扱いが妥当であるかどうかに関して議論を進めていると思われる。すなわち、この同意について考える際に支配者の視点からの考察がなされていない。もしもこの同意が対等なものであるとするなら、それは支配者の側から見ても、被支配者の側から見ても強制されたものではなく自発的に望んでなされたものであると証明する必要があるだろう。しかし、いずれの先行研究にも哲学者の側が自発的に支配することに同意しているのかについての言及がない。同意を考える際に、フレスは、同意には同意する当事者の力の及ばない価値や束縛が取り巻いていることに留意すべきだと指摘している⁸⁾。すなわち、ある人とまたある人の間の同意には、その二人の当事者とはまた他のものの影響が及ぶことをフレスは指摘している。すなわち、理想国における同意とは、哲学者が一方的に民衆に対して強制するものであったり、もしくは、民衆と哲学者の双方から自発的になされる対等なものであったりするということに語ることができない。少なくとも、理想国の哲学者と民衆を取り巻くものを考慮しないことには、この同意について語ることはできないだろう。この点に

ついて高橋（2010）は『クリトン』の議論を用いながら、理想国の同意を考えている。

2. 理想国における立法者と哲学者の同意

高橋はまず、『クリトン』においてソクラテスが脱獄を勧めるクリトンを説得する場面を引き合いに出す。『クリトン』では、ソクラテスがアテナイの諸法⁹⁾との対話を演じることでクリトンを説得する。そこでは、脱獄することはアテナイとの同意を反故にし、国家を崩壊させることになるのだと諸法に論駁される（Pl. *Cri.* 50A–B）。特に、もしアテナイの諸法に満足しなかったのであれば、アテナイから出ていく自由は与えられており、かつアテナイの諸法が自分にとって妥当なものであるかを考える猶予は多く与えられていたのにも関わらず、ソクラテスは70年もの間アテナイから離れることはなかったという点を諸法は強調する（Pl. *Cri.* 52E）。この諸法との対話について、高橋は、「法は守らねばならない」という同意が前提としてなければ、ソクラテスと諸法の対話はそもそも成り立たないと主張する¹⁰⁾。すなわち、「法は守らねばならない」という同意があってはじめて、個々の諸法に同意できるか否かという次元が生じる¹¹⁾。そして、「法は守らねばならない」という同意は、法を法たらしめる礎であり、この同意を反故にするという行為は、法の礎を破壊する行為であるということになるのである。したがってアテナイの法律を守らずに脱獄をするという行為は、「法は守らねばならない」という前提に背く行為であるため、アテナイの国制そのものを破壊する行為であるとされるのである。すなわち、『クリトン』における諸法とソクラテスの同意は、諸法とソクラテスの間だけで完結することなく、諸法を基礎づける「法は守らねばならない」という原則との同意が先んじてあるのだ。したがって高橋によれば、『クリトン』においては、諸法への同意と、「法は守らねばならない」とい

う原則への同意を分けて考える必要がある¹²⁾。

高橋はこの議論を『ポリテΙΑ』における同意にも当てはめる。高橋はまず『ポリテΙΑ』において、第4巻までで述べられている「優れたものが支配するべきである」とされている国家と、第5巻以降において述べられる「哲学者が支配するべきである」とされている国家をそれぞれ第2国家と第3国家と呼んで区別する¹³⁾。第2国家では支配者が哲学者であると明確に規定されているわけではないが、第3国家では哲学者が支配者となると明確に規定されている。ソクラテスは、最善の国家には、その国家の立法者が法を制定する時に有していたものと同じロゴスを持っている存在が常に国家の中にいる必要があると主張している (497C-D)。このソクラテスの発言における、立法者と同じロゴスを有している存在こそが国家によって教育された哲学者であるとの後に述べられる (506B)。すなわち、第2国家の支配者が教育によって哲学を修めることで、立法者と同じロゴスを有する存在となり、第2国家は最善の第3国家へと変容するのである。しかし、なぜ最善の国家の中では、立法者と同じロゴスを有した支配者が存在している必要があるのだろうか。この問いに対して高橋は先の『クリトン』の議論を当てはめるのである。すなわち、最善の国家が確固として存在するためには立法者によって制定された諸法に満足している状態、この諸法との同意が支配者には必要である。例えば理想国では支配者は強制されて支配の任に就くが、これが不満足であるとして国家を脱出されてしまうと、他の強制された支配者らもそれに追従することになりかねず、最善の国家の維持が危うくなるだろう。さらに、諸法に不満足であるとして支配者自らが法を変更しようとするれば、法は安定性を失ってしまい、法の脆弱性が暴露されると高橋は指摘する¹⁴⁾。したがって、立法者と同じロゴスを持ち、立法者の制定した法を変更することのない支配者が必要とされるのである。さらに、先の『クリトン』の議論を踏まえれば、法が守られ

するためにはもう一つの同意が存在する必要がある。すなわち、法は守らねばならないという原則である。この同意が支配者と被支配者の間の同意であると高橋は言う¹⁵⁾。支配者が立法者と同じロゴスを有して、アイデアの方へと向き直り哲学者となることで、哲学者こそが最善の国家の支配に適切であることを認識し、その支配の妥当性を、法の絶対性を被支配者に説得するのである。というのもこの支配者と被支配者の間の同意がなければ、支配者（および立法者）の示す法が無視され、国家が崩壊する危険があるからである。したがって、高橋によれば『ポリテΙΑ』の理想国には立法者と支配者の間の同意（立法者の定めた諸法への同意）と支配者と被支配者の間の同意（「法は守らねばならない」という同意）が存在することになる。すなわち、理想国における同意が支配者と被支配者の間だけで完結するものではないと指摘している点において高橋の論は納富や天野の論よりも優れていると考えられるだろう。しかし、高橋の論においても、立法者と支配者の間の同意が妥当なものであるのかへの言及がなされていない。フレスは、人間が奥行きを持った複雑な存在であることを指摘し、ある同意がなされる前にその奥行きの中で為された熟慮やためらいといったプロセスを考慮する必要性を示している¹⁶⁾。しかし高橋の論には、哲学者が同意をする際に経たであろう内的なプロセスの検討が不足している。すなわち、高橋の論では、哲学者が望んでこの同意を行ったのか否かを判断することができないのである。

3. 洞窟帰還問題について

立法者のロゴスに従えば、理想国では哲学者は観想にふけることなく支配の任を引き受ける必要がある。しかし、哲学者はこの支配を望んで行っているのだろうか。この点に関して『ポリテΙΑ』解釈においてしばしば問題とされるのが「洞窟帰還問題¹⁷⁾」である。

洞窟帰還問題とは、『ポリテΙΑ』第7巻における洞窟の比喩の中で言及されるものである。洞窟の比喩の中でソクラテスは、この世界の様々な現象を洞窟の壁に映る影、アイデアが実在する世界を洞窟の外に喩え、我々は普段縄で縛られて洞窟の壁の方しか見えない状態にさせられていると述べる。そして哲学を学ぶことは拘束を解いて洞窟の外へと向き直ることとされ、洞窟の外で壁に映る影ではなく本物の実在を目にすること、さらにそれらの知覚を可能にしている太陽を直接目にすることが哲学をすることに喩えられて語られる(514A-517C)。しかし、この比喩では、哲学者は洞窟の外のものを十分に見て学んだあとは、そのまま洞窟の外に留まることを許されないとされる。十分に学んだ哲学者は、洞窟の中へと再び戻り、洞窟の中の人々を統治する任に就かねばならないとされるのである。ソクラテスのこの発言に対して、対話相手のグラウコンは、哲学者らに支配の任を強制することは、彼らに対して不当な仕打ちをすることになるのではないかと反論する(519D)。これが洞窟帰還問題と言われるものである。すなわち、哲学者は洞窟に戻ることなく、観想にふけっている方が幸福に生きることができるのにも関わらず、それを許さず洞窟に戻ることを強制するというのは不当な扱いではないのかという問いである。これについてソクラテスは反論を提示し、それにグラウコンも納得して議論は先へと進むことになる。ソクラテスの反論は、(1)理想国は国家の一部分だけでなく、全体が最も幸福になることを目的としているのだから、哲学者のみが他の国民を差し置いて特別に幸福になることを目指してはいないという点、さらに(2)哲学者は理想国の教育のおかげで哲学と支配に関する能力を持った人間となったのだから、その養育の恩を返すべきであるという点の2点で構成されている。しかし、このソクラテスの反論は果たして成功しているのかという点について多くの解釈が生じた。以下では、洞窟帰還問題について言及している先行研究を見ていこう。

栗原（2006）は 519E-521B の読解を通じて、哲学者は幸福のために支配にすすんで赴くのであり、強制されているわけではないこと、そして洞窟に帰還することが私的にも公的にも正しく生きることになると主張する。栗原は 520E に登場する ἀναγκαῖον¹⁸⁾ という単語が、哲学者が不本意に洞窟へと帰還することを示すとする解釈を退ける¹⁹⁾。そして、ソクラテスが「理想国において教育された哲学者は、その妥当性を説得されたとしても支配を嫌がるだろうか」と問うのに対して、嫌がることは不可能であると対話相手のグラウコンが答えること（520D-E）から、この場面で哲学者は幸福のために必要なものとしてすすんで、本意で支配の任に就くのだと考えるべきであると主張する²⁰⁾。さらに、洞窟に帰還することの妥当性をソクラテスに説得されることでグラウコンは、哲学者の私的な、そして公的な生の全体を考えられるようになったと栗原は述べる。ここで栗原は、個人においてのみ正しい人でも国家においてのみ正しい人でもなく、私的にも公的にも正しく、またその双方が矛盾することなく融合している、そういう全体として正しい主体を想定している²¹⁾。また特に、520E-521B においては、洞窟に帰還することで達成される哲学者の全体的な幸福を具体的に描くことで、洞窟へとすすんで帰還し、洞窟の中で支配の任を行うような真の哲学者へと魂を向け変えることが行われていると栗原は主張する²²⁾。すなわち栗原によれば、洞窟へとすすんで帰還し全体として正しい主体となることが真の哲学者のすることであり、その妥当性を説得することで我々は真に魂を向け変えられることになるのである。そして栗原は、哲学者が洞窟へと帰還するために強制されることについて、その強制の内実はロゴスによる説得だと結論付ける²³⁾。

対して Butler（2018）は洞窟帰還問題に関する先行研究の立場を大きく以下の 2 つに分類している²⁴⁾。

- (a) 守護者たちの幸福と守護者の政治的な責任の間で対立があることを受け入れるが、しかし守護者たちが最大限に幸福であるかそうでないかという問いは、アイデアによって駆り立てられるより強い道徳的な目的が哲学者の中で発展することで厳密には無意味なものとされたと指摘する人々²⁵⁾
- (b) 守護者は、理想国を支配しなければならないことをもってしても守護者の最大限の幸福を犠牲にすることないとあえて示す人々²⁶⁾

(a) の人々は、哲学者は善のアイデアを認識することで支配を行うことを善のアイデアが要求していることを認識して、支配に赴くようになると主張すると Butler はまとめる。しかしこれでは、善のアイデアを認識することと、個々人にとっての善が異なるものであることになってしまう。すなわち、善のアイデアを認識して行うべきこと（国家にとっての正義）を認識することと、そこで認識した行うべきこと（国家にとっての正義）が個々人にとって幸福とは別物となってしまふ。すなわち、正義を行うために自身の利益を犠牲にすることになってしまう。これは、『ポリテΙΑ』全体の論旨に反するだろうと Butler は指摘している²⁷⁾。実際『ポリテΙΑ』は、正義がそれ自体で善く、またその人にとって利益になるものであるのかというグラウコンの疑問（357A-358D）に答える為にソクラテスが対話を行うという構成となっており、対話篇の終盤である第9巻において、正義がそれ自体で善く利益になるものであることが証明されている（588b-589C）。他方、(b) の人々は正義が幸福を構成する要素の一部であり、正義を達成することが個人の幸福につながるものであるから、理想国の支配の任は哲学者を幸福にするのだと主張すると Butler はまとめる。しかしこの解釈も、幸福に部分があり、さらに正義が幸福の一部であることのテクスト的な根拠がないことを理由に Butler は退けている²⁸⁾。

Butler はこれらの先行研究を踏まえて、そもそもソクラテスはなぜこの場面で全体の幸福と哲学者たちにとっての幸福の両方に答えることができないのかという問いを立てる。この問いに答える為に、Butler はソクラテスが 519E-520A においてグラウコンに述べた事柄と同様の事柄を述べている箇所が他に 2 つあることを示す。1 つ目は 419B-421C であり、2 つ目は 465E-466A である。419B-421C では言葉の上で理想国を建設している途中のソクラテスに対して、理想国の支配者は幸福ではないことになるのではないかとアデイマントスが指摘する。これを受けてソクラテスは、国の全体ができるだけ幸福であるように配慮されている国家の中にこそ正義を見出すことができるだろうと主張し、理想国の支配者は、国の全体に目を向けて全体を幸福にする存在でなければならないことが確認される。また、465E-466A では理想国の支配者が大きな名誉と幸福を得ることになるだろうことがソクラテスの口から語られ、改めて 419B-421C におけるアデイマントスの指摘を退けている。

Butler はこのソクラテスのグラウコンとアデイマントスに対する戒めを、哲学者が理想国においてどのような役割を担っているのかという機能的な問いのみに集中し、理想国における哲学者の幸福への問いは後回しにするように戒めているのだと解釈する²⁹⁾。というのも、Butler によれば、ソクラテスは魂と国家のアナロジーを用いることによって正しい生と不正な生のどちらが幸福かを示そうとしているのだが、ソクラテスが対話相手を戒めている 520A までではまだ理想国の建設が終わっていないことから、様々な魂と国家の比較は導入されないのである。すなわち理想国における哲学者の幸福への問いは、理想国の建設が終了する 545A 以降で答える必要があり、それ故に 545A 以前の場面でこの問いを退けるソクラテスの態度は正当なものである³⁰⁾。したがって Butler は 519A-521D におけるソクラテスがそもそも哲学者の幸福について想定していなかったのであれば、

ここにおいて洞窟帰還問題は成立しないと主張する³¹⁾。ここでのソクラテスの返答は、哲学者の幸福と支配を強制されることの間にある対立の解決を試みるものではないことになるからである。

では、545A 以降でソクラテスは哲学者の幸福についてどのように考えているのか。Butler は支配を強制され、しぶしぶその任に就く哲学者の姿は、魂の気概的部分と欲望的部分をしぶしぶ支配する魂の理知的部分の機能を浮き彫りにするために描かれていると考える³²⁾。すなわち、魂の理知的部分も本来は観想にふけることの方が幸せであるにも関わらず気概的部分や欲望的部分を支配しなければならないのである。しかし、魂の理知的部分が仕方なく魂の他の部分を支配することではじめて、魂の正義は達成され、魂は最も幸福となるのだ。この正しく幸福な魂のあり方と正しく幸福な国家がアナロジーであると Butler は解釈する。したがって Butler によれば、哲学者個人の幸福と国家全体の幸福は対立するものではあるが、それは魂においても同様で、魂の理知的部分の個別的な幸福と、魂全体の幸福は対立するものなのである³³⁾。

また Smith (2011) は、哲学者にとって正義は不正よりも望ましいものであるのにも関わらず、洞窟へと戻り支配を行わなければならないという正しい行為は好ましくなく、強制されるものであるというジレンマを解決し、洞窟帰還問題に対する解答を与えようとしている。まず Smith はテキストに基づいて、洞窟に帰還しなければならない人（帰還者³⁴⁾）に関する 10 個の条件を明示する。

- (条件 1) 帰還者は強制される生活を軽蔑していて、洞窟の外ではより善い生活を送っている
- (条件 2) 正しくあることや正しくふるまうことは不正であることや不正にふるまうことよりも常に好ましい

- (条件3) 「正しくあること」＝精神的な調和の状態にあること、「正しくふるまうこと」＝精神的な調和を作る、もしくは維持するような仕方でふるまうこと
- 「不正であること」＝精神的な不調和の状態にあること、「不正にふるまうこと」＝精神的な調和を阻んだり破壊したりするような仕方でふるまうこと
- (条件4) 帰還者に洞窟へと帰還することを求めることは正しいこと（＝精神的な調和を作る、もしくは維持する）である
- (条件5) 帰還者は正しい人（＝精神的な調和がとれている）である
- (条件6) 帰還者にとって洞窟へ帰還することは正しいこと（＝彼らの精神的な調和を維持するだろう）でありそして帰還しないことは不正であろう
- (条件7) 帰還者にとって洞窟へ帰還することは好ましいことである
- (条件8) 洞窟へ帰還した人々は結果的により幸せになるだろうし、もし帰還することを拒否したのなら幸せはより少ないだろう
- (条件9) 洞窟に帰還する人々は彼らが正しく（＝精神的な調和がとれている）、そして正しくふるまう（＝精神的な調和を保つこと）だろうからそうするのだろうし、もし洞窟に帰還する人々がそれをしなかったとしたら、彼らは正しく（＝精神的な調和がとれている）ないだろうし不正にふるまっている（＝精神的な調和を維持することができなかった）のだろう
- (条件10) 洞窟に帰還することを強制（あるいは説得）された人々は、そうすることを強制（あるいは説得）されたのであり、強制や説得なしには洞窟へ帰還しようとはしないだろう

Smith はこれらの条件を踏まえて、洞窟帰還問題は精神的な不調和の問

題と認識論的な誤りの問題によって構成されているとし、洞窟帰還問題の解決のためにはこの2つの問題が解決される必要があると主張する³⁵⁾。精神的な不調和の問題とは、不正は魂の理知的部分が他の魂の部分によって主導権を奪われ調和を失うことでたらされるものである必要があるのに、観想を好んで洞窟への帰還を拒否することが不正になることは妥当でないと思われるというジレンマである。また、認識論的な誤りの問題とは、支配を行うことが正しいことであるなら、なぜそれを帰還者は認識することなく、強制されねばならないのかという問題である。Smith は、従来の研究がこれらの2つの問題に同時に答えることができていないとし、これらを同時に解決しようと試みる。

まず精神的な不調和の問題には以下のように答える。国家の不正は、それぞれが自分のことに専念せず、他の分を侵す場合だけでなく、国家の一部分が他の部分を犠牲にして過剰な幸福を得ることを認め、国家全体を幸福にすることができない場合にも生じるのだと Smith は述べる³⁶⁾。これを魂にも類比的に当てはめると、魂の理知的部分が他の部分を犠牲にして過剰な幸福を得ているような魂を想像することができるだろう。この場合、魂のそれぞれの部分が調和して一体となっているというよりは、理知的部分が理知的部分の幸福のために他の部分を奴隷のように扱い、阻害していることとなり、魂の正義と幸福が達成されている状態とは考えにくい。したがって、魂にとって重要であるのは単に善を観想することではなく、魂全体のバランスをとるために他の部分の欲求も適切に考慮することである。実際、生きている限り欲望的部分が抱く食欲などの生理的欲求を阻害することはできず、これを適切に管理することが求められるのである。そして、洞窟に帰還することにおいて重視されるのは気概的部分の欲求であると Smith は述べる³⁷⁾。すなわち、Smith によれば、洞窟に帰還する人は洞窟に帰還することを拒否することは養育の恩がある国家に背く行為であり、

不正で恥ずべきこと、不名誉なことであることから、名誉を愛する気概的部分は帰還を拒否する理知的部分に反抗するだろう³⁸⁾。また、勇気の徳がある気概的部分は、立法者の教育によって形成された考えを常に保持し続けるとされる（429C-D）ことから、帰還を拒否しようとする理知的部分に抗うことになるだろうと Smith は主張する。しかしこのことは、先に挙げた条件 1 には反しない。というのは、帰還者は国家への恩があるからこそ、洞窟へ帰還しなければならないのであり、もし理想国で生まれ育っていなければ、支配を行う生よりも観想にふける生の方がより善い生であることに変わりはないからである。しかし帰還者は理想国において、そして自身の魂において全体のバランスをとるために、しぶしぶ洞窟へ帰還するのである³⁹⁾。

次に認識論的な誤りの問題に対して Smith は、『ポリテΙΑ』第 7 巻において語られる、理想国における哲学者の教育プログラムを分析しつつ答える。そのプログラムでは、35 歳までに、音楽、文芸、体育をはじめとして、数学や体育、そしてディアレクティケーの教育が済まされる。35 歳時点で、教育を受けている者はすでに洞窟の外へと出てアイデアを認識していると考えられる。というのは、この後、50 歳までの 15 年間は再び洞窟の中へと戻って、実務の訓練を受けなければならないとソクラテスが述べているからである（539E-540A.）。すなわち、哲学者として善のアイデアを認識するための訓練は 35 歳までで終了しているのにも関わらず、さらに 15 年間の教育が必要とされているのである。この点に Smith は着目し、洞窟の中の暗闇に目が慣れ、支配者の資格を得るためには哲学的な教育を受けるだけでなく、暗闇の中での実務訓練も必要なのだとする⁴⁰⁾。したがって、Smith によれば帰還者はまだ教育プログラムの最中であることから、洞窟に帰還することを厭うという認識論的な誤りを強制によって正されなければならないのである⁴¹⁾。

4. 洞窟に帰還することへの同意はあるのか

以上で洞窟帰還問題に関する先行研究を概観したが、これらの論はいずれも哲学者が支配を強制されていることを示すのみにとどまっており、哲学者が自発的に望んで同意していることを示せてはいないと思われる。例えば栗原は、哲学者は明らかに「本意」で支配へと赴くと主張しているが、ここで言われる「本意」の程度を考慮する必要があるだろう。すなわち、もし支配の任に就くことが、理知的部分の欲求である知の追求行為と同等に望ましいものであるのだとしたら、「本意」の程度を考える必要はないだろう。それらはどちらも同程度に望ましいものであり、欲求に従った葛藤のない最も本意の行為であると言えるだろうからだ。しかし、ソクラテスは観想という理知的部分の欲求を満たす行為と支配の任に就くという行為の望ましさには明らかに差があるように語っている。

一方でもし君〔グラウコン〕が、支配しなければならない人々にとって支配することよりもより善い生を発見するのなら、よく治められる国家が実現することは君〔グラウコン〕にとって可能となる。
(521A)

それで君〔グラウコン〕は、と僕〔ソクラテス〕は言った、真の哲学者の生の以外で政治的な支配の生を見下すようなある種の生を挙げられるか？

神に誓ってできません、と彼〔グラウコン〕は言った。(521B)

これは Smith が示している条件 1 と同内容である。すなわちあるより善いもの (A とする) と善いが A よりは善くないもの (B とする) が存在す

る場合、Aを求めることと、Bを求めることを同程度の意志によるものだと考えるのは条件1と反するだろう。仮に栗原の論に従って、Aが私的に最高度の幸福であり、Bが私的にも公的にも、すなわち全体としての最高度の幸福であると考えて、Bを本意で求めることの妥当性を考えたとしても、疑問は残る。理想国の支配者は支配の任に就くことを求める人がなっていないとされているが、それは、私的に貧しく幸福に飢えている者が公的に幸福を獲得しようと権力を有する場合に、支配の任が貧しい人々の争いの的となり災いの原因となるからであると言われている（521A-b.）。すなわち、真に豊かな哲学者は、私的に満足しており、公的な幸福を求めようとせず、それ故に支配の任を見下しているのだ。栗原の言う全体としての最高の幸福のために支配の任を求めてしまえば、支配者は支配の任に就くことを求める人がなっていないという原則が崩れることになるだろう。すなわち、支配の任を求めなければ全体としての幸福は達成されず、また全体としての幸福の実現が自分自身の中だけでは不可能なために支配の任を求めてしまえば、521A-Bで言われるような災いのもが生じてしまうのだ。

その点において、ButlerやSmithの論は妥当だと思われる。両者とも、魂と国家のアナロジーを用いることで理想国の一部分である哲学者だけでなく、正しい魂の一部分である理知的部分もまた強制によって仕方なく支配をさせられていることを示し、国家の幸福と個人の魂の幸福が対立することを回避している。しかしButlerの論では、結局哲学者が強制されていることを示すのみで、それが不当であるか否かという当初のグラウコンの問いには答えられていないように思われる。またButlerは519A-521Dにおけるソクラテスが哲学者の幸福について想定していなかったことから洞窟帰還問題はそもそも成立しないと主張しているが、519A-521Dにおけるソクラテスの発言が哲学者の幸福と支配を強制されることの間にある対

立の解決を試みるものではないとしても、哲学者が支配の任を強制されている事実には変わりはない。この強制が、魂と国家のアナロジーを用いて全体の善のために必要であることが示せたとしても、理知的部分や哲学者が自身にとっての最高の幸福を犠牲にしてまで全体を配慮しなければならない理由は何なのか。これに対し Smith は、生きている以上魂の欲望的部分に配慮することなく生きることは不可能である点、そして理想国の哲学者が理想国に養育された恩がある点を挙げる。

この点を踏まえると、先にフレスを用いて指摘した通り、哲学者による洞窟への帰還の同意は、哲学者自身の力の及ばないことも（理想国に生まれてしまったことや、哲学的な素質を持って生まれてきてしまったこと、理想国の教育によって立法者と同じロゴスを持つようにされたこと）に大きく困っていると考えられる。このような外的な要因により、仕方なく譲歩によってなされた同意は妥当な同意として認められないとフレスは主張する⁴²⁾。すなわち、高橋によって言われていた、立法者と支配者の間の同意とは、支配者の自発的な意志による妥当な同意であるとは言い難いだろう。フレスによればこのような同意はすでに成立している社会状態に賛同する行為であり、それは権威を認める行為である⁴³⁾。ここでフレスは同意をあくまで集団的なものとして、広い視座でとらえていると思われる。すなわち、このような集団的な同意は集団のダイナミズムに流されている同意であり、そもそもの既存の社会構造への同意が見逃された上で為されたものである。もちろん、既存の構造へ同意をしないことはそもそも自身の力の及ばないことであり、不可能である場合もあるだろう。例えば生まれてしまってから生まれることへの同意がなかったことを訴えたり、理想国において教育されてしまってから理想国の教育への同意がなかったことを訴えたりしても、すでに実行されてしまったことはどうにもならないからである。しかし、自分が行う同意が、このような数々の自分の力の及ばぬ

ことどもの上に成立している可能性があることを意識することは、同意の妥当性を考える際に重要であろう。ただし、多くの場合、権威へ服従する同意がなされる際には、根底にある既存の構造へと意識が向かないような工夫がなされているとフレスは指摘する⁴⁴⁾。その工夫とは権威や支配の必然性に関する共通の思想を共有させることである。これは、高橋によって指摘されていた、立法者と支配者が同じロゴスを有することにも当てはまるだろう。すなわち、立法者と支配者の間の同意は、立法者によってロゴスを共有させられることで、既存の構造への同意という次元を隠された上で結ばれたものであると考えられるだろう。さらに、フレスは、同意を言語活動のみに還元することを批判している⁴⁵⁾。同意があると言明されていたからと言って、その同意の内実が本人の積極的な意志によるものであるとは限らないのである。すなわち、フレスに言わせれば納富や天野や高橋はいずれも同意を個人的なレベルで考えており、集団や既存の構造の影響を受けること、そして同意の中には言語活動に還元されない葛藤などが存在することを見逃している。以上の点から、哲学者による洞窟への帰還の同意は、様々な外的な要因によって強制され譲歩の結果なされたものであり、この同意に積極的な価値を持たせることはできないだろう。

それでは、『ポリテΙΑ』において理想国の哲学者や民衆は全体の幸福のために不当な同意を結ばされており、理想国はそういった犠牲によって成立していて、そのような国家を構想したプラトンはポパーの言う通り、個々人の平等を嫌う全体主義的な人物であったのだろうか⁴⁶⁾。以下では、洞窟へと不本意にも帰還する哲学者の姿をわざわざ描いたプラトンの意図を探っていこう。

5. 洞窟帰還問題を提示したプラトンの意図

なぜプラトンはわざわざ洞窟帰還問題を描いたのか。最も幸福な国家を

作ろうとするのなら、国民全員に哲学をさせたり、哲学をしない（もしくは哲学にふさわしくない）人間は国家から追放したりすればよかったのではないのか。なぜプラトンはそうせず、洞窟帰還問題を理想国の中に持ち込んでしまったのか。プラトンが洞窟帰還問題を描いた意図について高橋は自己知の観点から言及している。高橋は、洞窟へ帰還しない人々は、まだ生きているのにも関わらず幸福者の島へと移住していると思い込んでいるとするソクラテスの発言に着目する。この思い込みを、まさに自己の認識を誤ることと解釈し、高橋は、無知の自覚の勧めとして洞窟帰還問題をとらえようとする⁴⁷⁾。自分自身について、知らないのに知っていると思いつ込むという無知に陥らないために、哲学者には洞窟への帰還が強制されているのではないかと高橋は分析する⁴⁸⁾。さらに、洞窟へと帰還した後も、他者を支配することによって優越感を覚え、支配の任が何らか魅力的なものとして思われてしまう危険が哲学者にはあると高橋は指摘する。これもまた哲学者としての自己を忘却することへとつながるために（またソクラテスが指摘している通り支配の任を求めてしまうことは災いのもととなってしまうために）、支配の任が望ましいものではなく、仕方のないことだと考えるべきだと高橋は言う⁴⁹⁾。この高橋の解釈に従って、洞窟帰還問題を無知の自覚の勧めとしてとらえると、プラトンがこのような理想国を建設しようとした意図を探る手掛かりがつかめると思われる。洞窟への帰還を拒否する人が誤った自己知を有していることを示す以下の引用を見てみよう。

次のことはありそうなこと、と僕〔ソクラテス〕は言った、いや、今までに言われたことから必然ではないのか？ 教育を受けておらず、真理を知らない人々は十分に国家を統治することはできないだろうし、最期まで教育の中で時を過ごすことを許されている人々もそれができ

ないだろうということは。一方の人々は生において、公的にも私的にもそれを目指してどんな行動もするべきであるような一つの目標を持っていないから、そして他方の人々はまだ生きているのに幸福者の島に移り住んでしまったと思い込んで自発的に実践をしないから。
(519B-C)

ここで、「まだ生きているのに幸福者の島に移り住んでしまったと思い込んで」と述べられるということは、その幸福は生きているうちは手にできないものであり、死後に手に入るものであることが想定されるだろう⁵⁰⁾。すなわち、我々は生きている限り、ここで言われるような幸福に与えることはできないのである。ソクラテスが無知の自覚を「人間並みの知恵」(Pl. *Ap.* 23A) と呼んだのになぞらえるのであれば、我々は「生者並みの幸福」しか得ることができないのである。つまり、哲学者以外の人間に目を向けず、洞窟の外で観想生活に集中し続けること、魂の他の部分に配慮せず、理智的部分欲求のみを追いつめることは、生者並みの幸福を大きく超えた幸福であり、今ここに生きている我々にそれは実現不可能であると考えてよいだろう。例えば魂の欲望的部分の欲求は生きている以上無視できないし⁵¹⁾、生まれてしまった以上、哲学の素質がない人々とも共に生きていかねばならないからである。特に理想国以外の国制においても、仮に支配の任に就かなかったとしても、人々から完全に離れて、自給自足で観想に集中する生活を送るというのは難しいだろう⁵²⁾。政治に参加せずに観想にふける生活を送るとしても、最低限周囲の人々との関わりは必要なのである。それにもかかわらず、洞窟への帰還を拒否する哲学者は、自分が生者であることに無知になってしまっている状態であると言える。したがってプラトンは、すべての人間がなるべく生者並みに最大に幸福になるための方法として理想国を提示したと考えられるだろう。確かに哲学者は支配

の任に就くことを強制されているし、支配の任に就くことよりもより善い生活を求めている。しかしより善い生活を求めることは、生まれてしまった以上不可能なのである。それ故に、哲学者は仕方なく洞窟へと帰還することで自分自身を含め全国民の生者並みの最大の幸福を実現するのである。またこの解釈は、先に示した Smith による 10 個の条件とも矛盾しないことから、妥当なものと言えるのではないだろうか。

結

本論文では、『ポリテΙΑ』における理想国の同意について、哲学者の側から考察することで、理想国について新たな解釈を試みた。まず、従来の研究が民衆の同意ばかりに着目していたこと、また理想国の同意は支配者と被支配者の間だけで完結しているという前提で考察が行われていたこと、そして哲学者が同意をする際に経たであろう内的なプロセスについての検討が不足していたことを、フレスを用いて指摘した。そこで洞窟帰還問題を分析することで、哲学者の同意とそれを取り巻く状況について整理することを試みた。そして哲学者は支配の任に就くことに積極的ではないのにもかかわらずそれを強制されていることを示し、また哲学者がその強制に従うのは、養育の恩をはじめとする自身の力の及ばない様々なことどもに因ることを明らかにした。

したがって、理想国における支配者と被支配者の間の同意とは、少なくとも哲学者にとっては自身の力の及ばぬ様々なことどもによって強制され、譲歩した結果のものであることから、納富のようにこの同意に積極的な価値を付与することはできない。他方、理想国の同意が妥当なものではないからといって、ポパーのように理想国を全体主義的であると一面的に理解し批判することもふさわしくないだろう。理想国における哲学者の同意とは、自分はこの世界に生きているという自己知から生じる、生者並みの幸

福を実現するためにやむを得ないものであったのだ。

凡例

1. 作品名を省略して記す場合は、Liddell, H. G. & Scott. (1996), *Greek-English Lexicon*, ninth edition with a revised supplement by H. G. Jones & R. McKenzie, Oxford University Press. の略記に従った。また特に略記の記載の無いものは『ポリテイア』からの引用である。
2. プラトンのテキストの引用および訳出に際しては
Slings, S. R. (ed.), (2003), *Platonis Respublica*, Oxford University Press.
Duke, E. A., Hicken, W. F., Nicoll, W. S. M., Robinson, D. B. et Strachan, J. C. G. (eds.), (1995), *Platonis Opera*, I , Oxford University Press.
Burnet, J. (1903), *Platonis Opera*, III , Oxford University Press.
に従った。
3. 訳文中の語を補足する場合は、□ を用いた。

文献表

テキスト

- Burnet, J. (1900), *Platonis Opera*, I , Oxford University Press.
——. (1903), *Platonis Opera*, III , Oxford University Press.
——. (1905), *Platonis Opera*, IV , Oxford Classical Texts, Oxford University Press.
Duke, E. A., Hicken, W. F., Nicoll, W. S. M., Robinson, D. B. et Strachan, J. C. G. (eds.),
(1995), *Platonis Opera*, I , Oxford University Press.
Slings, S. R. (ed.), (2003), *Platonis Respublica*, Oxford University Press.

翻訳

- プラトン (1967) 『ゴルギアス』 加来彰俊訳、岩波書店。
—— (1979) 『国家 上・下』 藤沢令夫訳、岩波書店。
—— (1998) 『ソクラテスの弁明・クリトン』 三嶋輝夫、田中享英訳、講談社。
—— (2012) 『ソクラテスの弁明』 納富信留訳、光文社。

参考文献

- Annas, J. (1999), *Platonic Ethics, Old and New*, Cornell University Press.

- Brown, E. (2000), “Justice and Compulsion for Plato’s Philosopher-Rulers”, *Ancient Philosophy*, 20, pp. 1–17.
- Butler, J. (2018), “Glaucón’s Question Ignored Republic 519a–521b”, *Akropolis*, 2, pp.46–66.
- Cooper, J. (1997), “The Psychology of Justice in Plato”, *Plato’s Republic: Critical Essays*. Kraut, R. (ed.), Rowman and Littlefield Publishers, pp. 17–30.
- Ferrari, G. R. F. (2005), *City and Soul in Plato’s Republic*, The University of Chicago Press.
- Kraut, R. (1999), “Return to the Cave: Republic 519–521”, *Plato 2*, Fine, G. (ed.), Oxford University Press, pp. 235–254.
- Smith, N. (2010), “Return to the Cave”, *Plato’s Republic: A Critical Guide*, McPherran, M. (ed.), Cambridge University Press, pp. 83–102.
- 天野正幸 (2006)『正義と幸福 プラトンの倫理思想』東京大学出版会。
- 高橋雅人 (2010)『プラトン『国家』における正義と自由』知泉書館。
- 納富信留 (2012)『プラトン 理想国の現在』慶應義塾大学出版会。
- 栗原裕次 (2006)「プラトン『国家』篇における「洞窟帰還」問題 (519e1–521b11) —哲学者たちが支配に赴く理由」『哲学誌』48号、東京都立大学哲学会編、19–37頁。
- フレス, ジュスヴィエヴ (2022)『同意 女性解放の思想の系譜をたどって』石田久仁子訳、明石書店。
- ポパー, カール, R. (1980)『開かれた社会とその敵 第一部 プラトンの呪文』内田詔夫、小河原誠訳、未来社。

注

- 1) 実際、『ポリテイア』において言及される同意についてこのように単純に解釈することはできないと思われる。というのは、テキスト内でも同意を意味する複数の語 (ὁμολογεῖν, ὁμόνοια, ὁμοδοξεῖν) が使い分けられているからである。すなわちプラトンは同意の多義性を意識してこれらを使い分けていたと考えられるだろう。したがって、フレスが指摘するような同意の多義性を意識しないことには、『ポリテイア』の同意を解釈することが不可能であると思われる。
- 2) ポパー (1980)、143頁。
- 3) 同上、298頁。

- 4) 理想国を擁護しようとする論者たちは基本的にこちらの意味で解していると思われる。
- 5) 納富（2012）、205-206 頁。
- 6) 必要な欲求は、最低限健康に生きるために必要なものを欲するものであり、それ以外は不必要な欲求であるとされる。Cf. 558D-559D.
- 7) 文芸による若年期の教育が重要であることはソクラテスが指摘している。そのために理想国にふさわしくない物語は排除し、徳を目指して作成された物語のみを聞くことができるように配慮される。Cf. 376E-378E.
- 8) フレス（2022）、71 頁。
- 9) 『クリトン』のテキストでは、ソクラテスが擬人化されたアテナイの法律（νόμοι）と対話する様が描かれる。この νόμοι は男性名詞 νόμος の複数形であることから、高橋は「諸法」と訳している。
- 10) 高橋（2010）、119-120 頁。
- 11) すなわち、「法は守らなければならない」からこそ、個々の諸法に満足できないのであれば国家を説得したり、国家から脱出したりするといった選択肢が生じるのである。実際、法を守らなくてもよいと考えているのなら、諸法に満足しない場合は法を無視するだけであり、そもそも国家を説得したり国家から脱出したりしようとは思わないからである。
- 12) 高橋（2010）、120 頁。
- 13) 同上、121 頁。
- 14) 同上、124 頁。また 426E では法を頻繁に変更することがソクラテスによって批判されていると高橋が指摘している。
- 15) 同上、127 頁。
- 16) フレス（2022）、20-21 頁。
- 17) この用語を用いているのは栗原（2006）である。また英語圏の論者の場合はこれを“happy philosopher problem”と呼称している。
- 18) 「強制」を意味する語だが、これを栗原は「必要なこと」と訳している。
- 19) 特に Brown（2000）の解釈を退けようとしている。
- 20) 栗原（2006）、27 頁。
- 21) 同上、24-25 頁参照。
- 22) 同上、30 頁。
- 23) 同上、35 頁。
- 24) Butler（2018）、p. 50.
- 25) 例として Cooper（1997）に言及している。

- 26) 例として Kraut (1999) に言及している。
- 27) Ibid., pp. 50–51.
- 28) Ibid., p. 52. また、栗原の解釈もこれに当てはまるだろう。そして栗原の解釈も、全体として正しいことと個人的あるいは国家的に正しいことというものの区別を行うテキスト的な根拠がないことから退けられるだろう。
- 29) Ibid., p. 55.
- 30) Ibid., pp. 58–59.
- 31) Ibid., p. 64.
- 32) Ibid., p. 62.
- 33) Ibid., pp. 63–64.
- 34) Smith は洞窟に帰還することを強制される人を帰還者 (returners) と呼び、哲人王とは区別する。Cf. Smith (2011), p. 99.
- 35) Smith (2011), p. 88.
- 36) Ibid., p. 92.
- 37) Ibid., p. 93.
- 38) 哲人王は正しいことと正しいことから由来する名誉を重んじるとされていることから、正しくないことを行う人は正しいことから由来する名誉を軽んじることになるだろう。Cf. 540D.
- 39) Smith はここで、「歯医者に行くことを喜ぶ人はいないが、そうすることが健康のために必要であると考えて仕方なく歯医者に行く」という例を出している。
- 40) Smith が洞窟に帰還せざるを得ない人々を帰還者と呼んだことの理由がここにある。すなわち、彼らは教育プログラムによって善のアイデアを認識することができている（つまり哲学者ではある）が、まだ支配者の資格を得ていないことから、哲人王ではないのである。Cf. Ibid., pp. 97–98.
- 41) Ibid., p. 97.
- 42) フレス (2022)、81 頁。
- 43) 同上、75–76 頁。
- 44) 同上、83–85 頁。
- 45) 同上、141 頁。
- 46) ポパー (1980)、124–125 頁。
- 47) 高橋 (2010)、226 頁。
- 48) 同上、227–228 頁。
- 49) 同上、228–229 頁。

- 50) 「幸福者の島（μακάρον νῆσοι）」は『ゴルギアス』でも言及されている。『ゴルギアス』では、生涯を正しく経験に過ごした者は死後に幸福者の島へと移り住むことができるが、不正な生涯を過ごした者は奈落へと行かねばならないという旨がソクラテスの口から語られている。
- 51) この点は Smith も指摘している。Cf. Smith (2011), p. 93. また欲望的部分の欲求を無視できないのは、我々が肉体を持って生まれてきてしまったからと考えられるだろう。いくら魂を鍛えたところで、食欲や睡眠欲といったものを完全に封じて観想にふけることは難しいのではないだろうか。これは 558D-559D にてソクラテスが欲望的部分の欲求を必要なものと不必要なものに区別したことからも裏付けられると考える。もし鍛錬によって欲望的部分のすべての欲求を完全に封じることができるのであれば、この区別は必要ないだろうからである。
- 52) その点で理想国は哲学者が観想に集中できる環境が他の国制よりは整えられていると言えるかもしれない。

Does the philosopher in Kallipolis want to rule?
“Happy philosopher problem” and the agreement in Plato’s *Politeia*

HIRAISHI, Chisato

The purpose of this paper is to examine the agreement between ruler (philosopher) and ruled (people) in Kallipolis from the philosopher's point of view. This agreement has not been properly analyzed, despite the fact that it is often the focus of interpretations of Kallipolis in Plato's *Politeia*. For, while several studies have proved whether there is agreement in the people, little attention has been given whether there is agreement in the philosopher. Therefore, this paper considers whether there is agreement in the philosopher by focusing on “happy philosopher problem” that the philosopher is forced to rule in Kallipolis. Then, I explain the fault of prior studies that assign a positive value to the agreement in Kallipolis by analyzing “happy philosopher problem”. In other words, I show that there is no reasonable agreement in the philosopher. Furthermore, based on the above, I explore why Plato drew “happy philosopher problem”, and why he built Kallipolis that would include “happy philosopher problem”.

(哲学専攻 博士後期課程 1 年)